

大規模集客施設等への要請徹底について

緊急事態措置を踏まえ、集客施設（1,000 m²超）に対しては、生活必需物資売場を除いて原則休業を要請しているが、特に人流の影響が大きい百貨店、ショッピングセンター、家電量販店などの大規模集客施設に対し要請の徹底を強化する。

1 対象施設

- ・大規模集客施設（県内約 400 店舗）
（百貨店、ショッピングセンター、家電量販店、ホームセンター等）

2 内容

（1）状況調査

各施設のHPや新聞報道、業界団体からの聴取等により、各施設の休業要請対応状況を把握、休業要請に応じていない施設をリスト化

（2）個別協力要請

- ①休業要請に応じていない各施設管理者に対し個別に電話で要請
- ②要請に応じない場合は、県職員が直接施設を訪問するなど要請を強化

[特措法第24条第9項による要請(命令・罰則なし)]

（3）実施時期

4月下旬～